

注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

市場価格のない株式等・・・ 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購入品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

なお、個別注文品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、食品類及び一部資材については売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）にて評価を行っています。

(2) その他の棚卸資産・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産については、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産については、定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）での定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000 万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

注 記 表

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業・大規模乾燥調製施設

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・葬祭会館等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

注 記 表

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益及び購買事業費用が3,515,401千円減少し、指導事業収入及び指導事業支出が19,730千円減少しております。これにより、事業収益及び事業費用が3,535,131千円減少しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額は、5,481千円です。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グル

注 記 表

ープのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,400,736千円であり、その内訳は、次のとおりです。
(単位：千円)

| 種類 | 圧縮額 | 種類 | 圧縮額 |
|------|-----------|--------|---------|
| 建物 | 2,464,103 | 工具器具備品 | 14,993 |
| 構築物 | 460,274 | 土地 | 208,869 |
| 機械装置 | 252,494 | | |

2. 担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金3,000,000千円を設定しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額は846千円です。

子会社に対する金銭債務の総額は14,997千円です。

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額は548,605千円です。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は302,137千円、危険債権額は86,323千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は388,460千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額 15,919千円 (うち事業取引以外の取引高 1,088千円)

(2) 子会社との取引による費用総額 3,387千円 (うち事業取引以外の取引高 2,542千円)

注 記 表

2. 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 |
|---------|------|--------------|
| 旧伊勢神戸支店 | 遊休資産 | 建物、建物附属設備 |
| 旧磯山出張所 | 遊休資産 | 器具備品 |
| 鈴鹿市花川町 | 賃貸資産 | 建物、建物附属設備、土地 |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧伊勢神戸支店と旧磯山出張所は、令和4年1月の店舗統合に伴いATM店舗となったため、不稼働部分を遊休状態と位置付け減損損失として認識しました。

鈴鹿市花川町の資産は賃貸用固定資産として使用しておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

| 場 所 | 減損損失計上額 |
|---------|--|
| 旧伊勢神戸支店 | 4,454千円（建物4,397千円、建物附属設備57千円） |
| 旧磯山出張所 | 4千円（器具備品4千円） |
| 鈴鹿市花川町 | 1,021千円（建物156千円、建物附属設備320千円、土地544千円） |
| 合 計 | 5,481千円（建物4,554千円、建物附属設備377千円、器具備品4千円、土地544千円） |

(4) 回収可能価額の算定方法

鈴鹿市花川町の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は18.3%です。その他の固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

3. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより2,875千円の棚卸評価損が含まれていません。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

注 記 表

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資課とリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,587,492千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

注 記 表

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 預金 | 371,456,276 | 371,580,953 | 124,677 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 31,803,575 | 31,803,575 | — |
| 貸出金 | 61,655,826 | | |
| 貸倒引当金(※) | △ 57,872 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 61,597,953 | 62,492,509 | 894,555 |
| 資産計 | 464,857,805 | 465,877,038 | 1,019,232 |
| 貯金 | 446,998,946 | 446,967,712 | △ 31,234 |
| 負債計 | 446,998,946 | 446,967,712 | △ 31,234 |

※ 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

注 記 表

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|----------|------------|
| 外部出資 (※) | 12,772,538 |

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 356,456,276 | — | — | — | — | 15,000,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 1,005,290 | 807,390 | 507,140 | 907,140 | 807,140 | 28,047,471 |
| 貸出金 (※) | 5,009,993 | 3,526,844 | 3,300,145 | 3,114,904 | 2,874,871 | 43,726,929 |
| 合計 | 362,471,559 | 4,334,234 | 3,807,285 | 4,022,044 | 3,682,011 | 86,774,400 |

※貸出金のうち、当座貸越759,660千円については「1年以内」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等102,136千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金 (※) | 349,202,538 | 42,487,586 | 36,489,285 | 11,429,739 | 7,389,795 | — |
| 合計 | 349,202,538 | 42,487,586 | 36,489,285 | 11,429,739 | 7,389,795 | — |

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

注 記 表

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：千円)

| | | 取得原価又は 償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差 額 |
|--------------------------------|------------|----------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの | 国 債 | 195,520 | 199,492 | 3,972 |
| | 社 債 | 10,593,263 | 10,786,258 | 192,994 |
| | 株 式 | 107,322 | 128,116 | 20,794 |
| | 受 益 証 券 | 9,816 | 10,746 | 930 |
| | 投 資 証 券 | 12,460 | 15,100 | 2,639 |
| | 小 計 | 10,918,383 | 11,139,713 | 221,330 |
| 貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの | 国 債 | 5,495,028 | 5,260,770 | △ 234,258 |
| | 地 方 債 | 494,840 | 478,634 | △ 16,205 |
| | 社 債 | 15,096,231 | 14,735,180 | △ 361,051 |
| | 株 式 | 31,221 | 28,642 | △ 2,578 |
| | 受 益 証 券 | 49,624 | 48,566 | △ 1,058 |
| | 投 資 証 券 | 118,305 | 112,068 | △ 6,237 |
| | 小 計 | 21,285,251 | 20,663,861 | △ 621,390 |
| 合 計 | 32,203,635 | 31,803,575 | △ 400,059 | |

なお、上記差額に繰延税金資産 109,776 千円を加えた額△290,283 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却したその他有価証券

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|------|---------|--------|-------|
| 株式 | 68,968 | 20,992 | 1,990 |
| 投資証券 | 63,864 | 11,213 | 4,174 |
| 合 計 | 132,833 | 32,205 | 6,164 |

注 記 表

Ⅷ. 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 期首における退職給付債務 | 3,073,678 |
| (2) 勤務費用 | 155,675 |
| (3) 利息費用 | 10,023 |
| (4) 数理計算上の差異の発生額 | 32,885 |
| (5) 退職給付の支払額 | △ 119,861 |
| (6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 3,152,402 |

※ 臨時職員については簡便法により退職給付債務を計算しています。

2. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 期首における年金資産 | 1,053,709 |
| (2) 期待運用収益 | 6,849 |
| (3) 数理計算上の差異の発生額 | 195 |
| (4) 年金資産への拠出金 | 84,056 |
| (5) 退職給付の支払額 | △ 49,238 |
| (6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 1,095,572 |

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

| | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 退職給付債務 | 3,152,402 |
| (2) 年金資産 | △ 1,095,572 |
| (3) 未積立退職給付債務(1)+(2) | 2,056,830 |
| (4) 未認識過去勤務費用 | △ 7,997 |
| (5) 未認識数理計算上の差異 | △ 144,174 |
| (6) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) | 1,904,658 |
| (7) 退職給付引当金(6) | 1,904,658 |

4. 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

| | |
|---------------------------|---------|
| (1) 勤務費用 | 155,675 |
| (2) 利息費用 | 10,023 |
| (3) 期待運用収益 | △ 6,849 |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理額 | 36,034 |
| (5) 過去勤務費用の費用処理額 | 1,547 |
| (6) 合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 196,432 |

※ 上記の退職給付費用額 196,432 千円と事業管理費のうち人件費の退職給付費用 192,263 千円との差額 4,169 千円は大規模乾燥調製施設費用に計上しています。

5. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|-----------------------|------|
| (1) 債券 | 64% |
| (2) 年金保険投資 | 27% |
| (3) 現金及び預金 | 4% |
| (4) その他 | 5% |
| (5) 合計(1)+(2)+(3)+(4) | 100% |

注 記 表

6. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|---------------|-------|
| (1) 割引率 | 0.33% |
| (2) 長期期待運用収益率 | 0.65% |

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)

| | |
|---------------------|-----------|
| 繰延税金資産 (A) | 866,787 |
| 退職給付引当金 | 522,663 |
| 減損損失 | 220,390 |
| 特例業務負担金引当金 | 81,704 |
| 未払賞与及び未払社会保険料 | 36,620 |
| 賞与引当金 | 33,889 |
| 未払事業税 | 25,567 |
| その他 | 54,849 |
| その他有価証券評価差額金 | 109,776 |
| 評価性引当額 | △ 218,674 |
| 繰延税金負債 (B) | △ 1,293 |
| 全農外部出資 (みなし配当) | △ 988 |
| 資産除去債務 (固定資産増加額) | △ 305 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 865,494 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

| | | |
|-------------------|----------------------|---------|
| 法定実効税率 | 27.44% | |
| 調 整 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.15% |
| | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 1.26% |
| | 事業分量配当 | △ 0.82% |
| | 住民税均等割等 | 0.26% |
| | 評価性引当額の増減 | △ 0.51% |
| | 法人税額の特別控除 | △ 0.01% |
| | その他 | △ 0.04% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 25.21% | |

注 記 表

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当組合では、鈴鹿市・亀山市の地域において、賃貸不動産を所有しています。令和4年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は47,707千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は減価償却費と租税公課に計上）です。また、鈴鹿市・亀山市の地域において遊休不動産を所有しています。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価 (単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | | | 当期末の時価 |
|-------|----------|---------|---------|---------|
| | 当期首残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 賃貸不動産 | 440,800 | △ 2,241 | 438,558 | 885,931 |
| 遊休不動産 | 63,464 | 0 | 63,464 | 82,090 |
| 合 計 | 504,264 | △ 2,241 | 502,023 | 968,021 |

※ 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

※ 当期増減額のうち、主な増加額は電気設備の更新です。減少額は減損損失と減価償却です。

※ 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。